4．試験の区分「林学」

試験の区分	第１次試験地	第２次試験地
林学	札幌市	札幌市
	盛岡市　仙台市 秋田市	秋田市
	さいたま市　習志野市 東京都　新潟市 長野市	前橋市
	静岡市　名古屋市 金沢市　京都市 大阪市　神戸市 松江市　岡山市 広島市　山口市	大阪市
	高松市　松山市	高知市
	福岡市　北九州市 熊本市　鹿児島市	熊本市
	那覇市	那覇市

平成30年度皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

平成30年３月23日　　人事院事務総長　古屋　浩明

1　試験の名称　平成30年度皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）

2　対象官職　天皇及び皇后、皇太子その他の皇族の護衛、皇居及び御所の警備その他の皇宮警察の分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職

3　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として下記の俸給月額を支給される。

（適用俸給表）　（俸給月額）

公安職俸給表㈠　１級21号俸　205,200円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

4　受験資格　次に掲げる者とする。

⑴　昭和63年４月２日から平成９年４月１日までに生まれた者

⑵　平成９年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ア　大学を卒業した者及び平成31年３月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

イ　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び平成31年３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。

5　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験及び課題論文試験

⑵　試験の実施日　平成30年６月10日（日）

⑶　試験地　札幌市、多賀城市、東京都、大阪市及び福岡市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　平成30年７月11日（水）に、受験番号及び試験地を、人事院事務総局（東京都千代田区霞が関１－２－３）及び第１次試験を実施した試験地を管轄する人事院の地方事務局又は沖縄事務所（それぞれの所在地は10⑴に掲げる。）（以下「人事院事務総局等」という。）における掲示又は人事院事務総局等に備えて一般の閲覧に供する方法、インターネットの利用その他適切な方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

6　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験、身体検査、身体測定及び体力検査（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　平成30年７月17日（火）から７月25日（水）までの間の指定する日

⑶　試験地　札幌市、仙台市、東京都、京都市及び福岡市

7　最終合格者発表　平成30年８月21日（火）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

8　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿には、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。

9　受験手続

⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で変更を認める。

申込受付期間は、平成30年３月30日（金）９時から４月11日（水）までとし、４月11日（水）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは平成30年３月30日（金）から４月２日（月）まで（ただし、持参による申込みの受付は、土曜日及び日曜日は除く。）とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（問合せ先）

皇宮警察本部　〒100―0001　東京都千代田区千代田１－３

⑵　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

10　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記９⑴の問合せ先のほか、次に掲げる人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒100―8913　東京都千代田区霞が関１－２－３）に行うこと。

（名称）	（所在地）
人事院北海道事務局	〒060―0042　札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局	〒980―0014　仙台市青葉区本町３－２－23
人事院関東事務局	〒330―9712　さいたま市中央区新都心１－１
人事院中部事務局	〒460―0001　名古屋市中区三の丸２－５－１
人事院近畿事務局	〒553―8513　大阪市福島区福島１－１－60